

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
平成13年12月17日付平成13・12・14中序第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のただし書きを設けている。	d	措置済	主に中小企業者との契約において、契約書の債権譲渡の禁止条項に、債権譲渡禁止特約を解除する旨のただし書きを設けてきている。		20600001	外務省	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
租税特別措置法第86条第1項、租税特別措置法施行令第45条の4第1項、外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて（法令解釈速達）3、4（税務所管）	財務省所管の法体系の下、本制度の申請窓口となっている外務省宛申請がなされ、外務省は右申請を財務省（国税庁）宛に発出し、財務省から各所轄税務署に対して指定通知がなされる。	e f		外務省は、財務省所管の法体系の下で消費税免除指定店舗申請の窓口業務を行っている。指定店舗を取引場所としている外国公館間にとり、各店舗のカテゴリー、名称、住所と連絡先が特定されることは、第一義的に重要なことである。外務省では、国税庁により店舗が追加的に指定される都度、外国公館に対し、要望に応じて各店舗に関する上記の指定店舗関係情報を英文で提供している。「会社全体としての申請」についての御要望に関しては、財務省所管の法体系との関係もあり財務省が一次的に検討することになるが、店舗毎の情報は、外国公館間にとっては極めて重要である点も認識頂きたい。		20600002	外務省	消費税免除指定店舗申請の簡素化	5039	50390037	11	社団法人 リース事業協会	37	消費税免除指定店舗申請の簡素化	外国公館等と免税取引を行うにあたり、事業者は店舗毎に「外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。この点について、店舗ごとの申請ではなく、会社全体としての申請とすべきである。また、そもそも、事前届出手続きの必要性についても検討すべきである。	会社全体の申請とすることで、取引の迅速化、事務効率化に資する。	事業所の数が多い会社の場合、事前に全事業所の申請を行うことは現実的に難しいこと。また、申請から指定日まで是一定期間を要するので、取引開始に間に合わないこともある。さらに、変更が発生した場合も、店舗毎に変更届が必要となり事務処理が極めて煩雑である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
外務省設置法 第4条第1項13号	数次査証発給については、通常2国間で数次査証発給についての取りきめを交わすか、或いは我が国が一方的に数次査証の発給を行うものであるが、ASEAN諸国とは数次査証に関する取りきめは交わされていないし、一方、我が国の一方的措置として、APECメンバーに対しては短期(商用)数次査証を発給している他、要件を満たさない場合でも、個別事情に応じ数次査証を発給している。	a	IV	中国・韓国・査証免除諸国人を除くアジア・大洋州諸国人について、数次の短期滞在査証の現地発給基準の緩和、数次査証有効期間の延長（1年から3年）につき検討している。		20600003	外務省	商用目的での数次の「短期滞在」査証の円滑な発給	5078	50780095	11	(社)日本経済団体連合会	55	商用目的での数次の「短期滞在」査証の円滑な発給	商用目的での数次の「短期滞在」査証の発給に係る不透明な手続きを改善し、円滑な発給を実現する。		商用目的での数次の「短期滞在」査証制度は存在し、在外公館によってはその要件や添付書類等がホームページ等に明示されているものの、シンガポールを除くASEAN諸国においては、実際に査証が発給されることは稀であり、形式上の要件を満たす申請が受理・審査されなかったり、窓口で取り下げを指摘されることが多い。 企業のグローバル化が進む中、当該企業の現地法人に在籍する外国籍管理職が業務連絡等の商用目的で頻りに日本に渡航するケースが増えていることから、数次の「短期滞在」査証を求め強い要望がある。本査証の発給手続きについても、行政手続法の趣旨を尊重して、手続きの透明性を確保し円滑な発給を図るべきである。	
出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法 第4条第1項13号	2国間での数次取りきめがなされていない限り原則的には1次査証を発給している。	e	IV	「研修」で認められる在留期間は6ヶ月または1年であり、この期間中に本国と我が国の間を往復するようなことがある場合には、入国管理局にて再入国許可を受ければ、再度査証を取得せずとも日本への入国は可能である。		20600004	外務省	数次の「研修」査証の発給	5078	50780096	11	(社)日本経済団体連合会	56	数次の「研修」査証の発給	短期間の研修目的で年に複数回渡航する場合に、数次査証の発給を受けられるようにすべきである。		企業のグローバル競争力を高めるため、進出企業の技術、知識、ノウハウの移転は必要不可欠である。企業によっては、例えば東南アジア諸国に設置した現地法人を対世界市場、地域市場向けの生産拠点として位置付け、当該現地法人において、年に複数回、新製品等の生産を開始することもしつなくない。その際、当該現地法人に在籍する外国籍技術者を日本で複数回、これら新製品の生産に必要な技術を習得させるべく（研修させる）ケースが増えている。研修の度に「研修」査証を取得するのは申請で期間を要することから、研修的許可に複数回渡航する場合でも、数次査証の発給を受けられるようにすべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
・補助金適正化法第22条 ・補助金適正化法施行令第14条第1項第2号により各省各庁の長が定める期間について ・減価償却資産の運用年数等に関する財務省令	・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、減価償却資産の運用年数等に関する財務省令を準用している。	d	措置済	・当省においては、財務省令を準用して財産処分制限期間を定めてきているため、要望者の要望には即している。		20600005	外務省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	5094005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の旧し書きには、財務省令に運動した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第1項13号	我が国が査証免除をしない国の国民は査証が必要である。	c	IV	我が国とアジア諸国との人的交流促進の観点から、平成16年3月1日より韓国研修旅行生に対する査証免除、4月1日より、香港SAR旅券及び英国EUNO旅券所持者（香港居住権者）に対する査証免除を実施している。その他の査証免除措置の導入についても、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ順次検討していく。		20600006	外務省	外国人旅行者に対する査証手続きの免除等	5095	5095004	11	東京都	14	外国人旅行者に対する査証手続きの免除等	外国人旅行者の拡大を図るため、一定の条件の下での観光目的で来訪する旅行者に対する査証の免除等を行うこと。		・訪日外国人数は、日本人海外旅行者数の4分の1に過ぎず、国際旅行収支は大幅な赤字になっている。 ・都は「観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を倍增する目標を掲げている。 ・しかし、現在の外国人に対する訪日査証制度が、海外からの旅行者増大にとって障害になっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第1項13号	平成16年3月1日より韓国入国旅行生に対する査証免除を実施しているが、一般の韓国人は査証が必要である。	a	IV	韓国側の新型旅券の導入を前提に平成17年に期間限定の査証免除の実施をする予定である。		20600007	外務省	愛知万博期間中における訪日韓国人観光客への入国査証の免除	5133	5133001	11	愛知県	1	愛知万博期間中における訪日韓国人観光客への入国査証の免除	韓国人に対する期間限定査証免除については、2005年日本国際博覧会（愛知万博）が開催される平成17年3月から9月まで実施して戴きたい。	愛知万博を訪れる韓国人観光客の誘致拡大	韓国人への期間限定査証免除は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において平成17年度中に措置されることとされているが、平成17年3月に開幕する愛知万博には極めて多数の韓国人観光客が見学し訪れると想定されており、これら韓国人観光客が規制緩和のメリットを最大限享受することができるよう、平成18年度（運とも万博が開幕する平成17年3月）から査証免除を実施して戴きたい。なお、同計画では、期間限定の査証免除の前提条件として、韓国側が感染症対策を強化した新型旅券（パスポート）を導入することが挙げられているが、これについては平成16年11月から導入される予定である。	資料1-1 中日新聞（15.11.6） 読売新聞（16.3.8） 資料1-2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（抜粋） 資料1-3 愛知県統一要望（抜粋） 資料1-4 地域再生提案募集（16年1月）での外務省応答  日韓基本条約の締結 1965年6月22日
出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第1項13号	台湾人観光客の日本入国には査証が必要である。	c	I	台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行生に対する手続き緩和措置を検討しているところである。なお、台湾人については、原則翌日査証が発給されている。		20600008	外務省	愛知万博期間中における訪日台湾人観光客への入国査証の免除	5133	5133002	11	愛知県	2	愛知万博期間中における訪日台湾人観光客への入国査証の免除	台湾人観光客がわが国を訪問するためには、入国査証の取得が必要だが、平成17年3月から9月にかけて開催される2005年日本国際博覧会（愛知万博）期間中には、台湾人観光客に対する入国査証の取得を免除して戴きたい。	愛知万博を訪れる台湾人観光客の誘致拡大	愛知万博は21世紀最初の国際博覧会として各国の期待も大きいことから、海外を含め多くの来場者を迎え入れ、是が非でも成功させなければならぬ。しかし、主要な誘客目標の一つである台湾については、現在、入国査証が必要であり、その発給手続きの煩雑さ等が訪日観光の阻害要因となっている。このため、博覧会期間中の特例として、愛知万博期間中については、台湾人観光客への査証免除をお願いしたい。期間限定の査証免除は、2002年ワールドカップサッカー大会開催時に韓国に対して行われており、同年の訪日韓国人観光客は大きく増大（前年比15%増）する一方で、韓国人の不法滞在者は減少（前年比15%減）している。査証免除対象国の拡大は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）の決定事項でもあるので、万博期間中の特例を通じて、台湾への査証免除に関する効果の検証・評価を行うようお願いしたい。	資料2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（抜粋）

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法 第4条第1項13号	台湾人修学旅行生の日本入国には査証が必要である。	c	l	台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行生に対する手続き緩和措置を検討しているところである。		20600009	外務省	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	5133	51330093	11	愛知県	3	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	愛知万博が開催する平成17年3月までに台湾修学旅行生に対して入国査証を免除して戴きたい。	台湾からの修学旅行生の誘致拡大	本県は、県内に数多く存在する企業博物館、工場遺構、生産現場などを資源とする産業観光を推進している。産業観光は、学習効果が大きいことから、修学旅行の旅行先にと国内外に対して積極的にPRを図っており、特に、海外については韓国・中国・台湾を主要な誘客対象としている。このうち、台湾については、日本に対する関心も高く、今後訪日修学旅行が大きく増大することが期待されるが、現在、訪日には入国査証の取得が必要であり、このことが旅行者拡大の障壁の1つとなっている。しかし、修学旅行生については、不法滞在等を引き起こす懸念が極めて低いことから、先行して認められた韓国修学旅行生や、現在検討が進められている中国人修学旅行生と同様、入国査証を免除するようお願いしたい。なお、訪日する韓国修学旅行生は、今般の入国査証の免除により、顕著に増大している。	資料3 朝日新聞(16.5.29) 観光経済新聞(16.6.5)